

(1) 介護老人福祉施設の利用料(地域単価 6 級地 10.27 円)

ア. 基本利用料

【介護福祉施設サービス費(従来型個室・多床室)】

利用者の 要介護度	基本利用料 (日額) ※(注 1)参照	利用者負担額 (日額)		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	6,049円 (589 単位)	605円	1,210円	1,815円
要介護 2	6,767円 (659 単位)	677円	1,354円	2,031円
要介護 3	7,517円 (732 単位)	752円	1,504円	2,256円
要介護 4	8,236円 (802 単位)	824円	1,648円	2,471円
要介護 5	8,945円 (871 単位)	895円	1,789円	2,684円

(注1) 上記の基本料金は、単位数×地域加算であり、厚生労働大臣が告示で定める金額です。

これが改定された場合は、これら基本料も自動的に改定されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。また、負担割合については、市町村が発行する「介護保険負担割合証」にてご確認ください。

※契約者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

イ. 加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本料金に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件等	加算額	利用者負担額
初期加算	入所した日から 30 日間。30 日を超える入院後、退院した場合も同様	308円/日 (30 単位)	1割 31円 2割 62円 3割 93円
外泊時加算	入院や居宅に外泊した場合(原則6日、月をまたぐ場合最大 12 日)	2,526円/日 (246 単位)	1割 253円 2割 506円 3割 758円
個別機能訓練加算 (Ⅰ)	専従の機能訓練指導員を配置し、他職種共同で個別機能訓練計画を作成し、実施している場合	123円/日 (12 単位)	1割 13円 2割 25円 3割 37円
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	上記(Ⅰ)を算定しつつ、個別機能訓練の内容等を厚生労働省へ提出している場合 ※(Ⅰ)と(Ⅱ)はそれぞれ算定できる	205円/月 (20 単位)	1割 21円 2割 41円 3割 62円

個別機能訓練加算 (Ⅲ)	口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定し、機能訓練指導員等が必要な情報を共有し必要に応じて個別機能訓練計画の見直し、関係職員間で共有している場合	205円／月 (20 単位)	1割 2割 3割	21円 41円 62円
生活機能向上連携 加算(Ⅱ)	医療機関や介護老人保健施設の理学療法士等が施設を訪問し、職員と共同で個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を実施した場合	1, 027円／月 (100 単位)	1割 2割 3割	103円 206円 309円
日常生活継続支援 加算	介護福祉士の人材要件を満たし、新規入所者の総数のうち、要介護4・5の者の割合が70%以上、又は新規入所者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の者の割合が65%以上の場合	369円／日 (36 単位)	1割 2割 3割	37円 74円 111円
看護体制加算(Ⅰ)	当該加算の体制・看護職員の人材要件を満たす場合	41円／日 (4 単位)	1割 2割 3割	5円 9円 13円
看護体制加算(Ⅱ)	上記に加え、看護職員により24時間連絡できる体制がある場合 ※(Ⅰ)と(Ⅱ)はそれぞれ算定可	82円／日 (8 単位)	1割 2割 3割	9円 17円 25円
夜勤職員配置加算 (Ⅰ)	当該加算の施設体制を満たす場合	133円／日 (13 単位)	1割 2割 3割	14円 27円 40円
精神科医師定期的 療養指導加算	精神科を担当する医師による療養指導が月2回以上行われている場合	51円／日 (5 単位)	1割 2割 3割	6円 11円 16円
排泄支援加算(Ⅰ)	排泄に介護を要する入所者へ、多職種共同で作成した排泄に対する支援計画を実施している場合 ※評価結果等を厚生労働省へ提出	102円／月 (10 単位)	1割 2割 3割	11円 21円 31円
褥瘡マネジメント加 算(Ⅰ)	褥瘡発生リスクについて多職種共同で褥瘡ケア計画を作成し、継続的に褥瘡管理を行い、定期的に見直しをしている場合 ※評価結果等を厚生労働省へ提出	30円／月 (3 単位)	1割 2割 3割	3円 6円 9円
外泊時在宅サービ ス利用の費用	入所者が外泊中に、施設から提供される在宅サービスを利用した場合(1月に6日を限度)	5, 751円／日 (560 単位)	1割 2割 3割	575円 1, 150円 1, 725円
再入所時栄養連携 加算	入所者が医療機関に入院し、厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする場合で、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を作成した場合(1回のみ)	2, 054円／回 (200 単位)	1割 2割 3割	206円 411円 617円
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対して月2回以上口腔ケアを実施した場合	924円／月 (90 単位)	1割 2割 3割	93円 185円 278円
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	上記(Ⅰ)に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出し、口腔衛生等の管理を実施した場合 ※(Ⅰ)と(Ⅱ)はそれぞれ算定可	1, 129円／月 (110 単位)	1割 2割 3割	113円 226円 339円

療養食加算	入所者の心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事提供が行われている場合 ※1日につき3回を限度	61円／回 (6 単位)	1割 2割 3割	9円 17円 25円
栄養マネジメント強化加算	当該加算の体制・管理栄養士の人材要件を満たし、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、多職種共同で作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行った場合 ※栄養状態の情報等を厚生労働省へ提出	112円／日 (11 単位)	1割 2割 3割	12円 23円 34円
経口維持加算(Ⅰ)	経口により食事を摂取し、著しい摂食機能障害を有する誤嚥が認められる入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき月1回以上、他職種が共同して観察・会議等を行い、入所者ごとに経口摂取維持の計画・管理を実施した場合	4,108円／月 (400 単位)	1割 2割 3割	411円 822円 1,232円
経口維持加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)を算定し、協力歯科医療機関を定め、他職種共同の取り組みに医師(配置医師を除く)・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が参加した場合	1,027円／月 (100 単位)	1割 2割 3割	103円 206円 308円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合	1,232円／日 (120 単位)	1割 2割 3割	124円 247円 370円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	当該加算の施設体制を満たし、認知症状をもつ入所者へ専門的な認知症ケアを行った場合	30円／日 (3 単位)	1割 2割 3割	3円 6円 9円
看取り介護加算(Ⅰ)	医師が終末期にあると判断した入所者に対して医師、看護師、介護職員が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合 →死亡日45日前～31日前	739円／日 (72 単位)	1割 2割 3割	74円 148円 222円
	→死亡日4日前～30日前	1,478円／日 (144 単位)	1割 2割 3割	148円 296円 433円
	→死亡日の前日・前々日	6,983円／日 (680 単位)	1割 2割 3割	699円 1,397円 2,095円
	→死亡日	13,145円／日 (1,280 単位)	1割 2割 3割	1,315円 2,629円 3,943円
安全対策体制加算	リスクマネジメントの研修を受けた担当者と、施設安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時1回のみ)	205円／回 (20 単位)	1割 2割 3割	21円 41円 62円
退所前訪問相談援助加算	入所期間が1月を超える入所者の退所に先立って、退所先を訪問して退所後のサービスについて相談援助を行	4,727円／回 (460 単位)	1割 2割 3割	473円 946円 1,419円

	った場合 ※入所中1回(入所後早期に援助が必要がある場合は2回)を限度		
退所後訪問相談援助加算	退所後 30 日以内に退所先を訪問し、相談援助を行った場合 ※退所後1回を限度	4,727円/回 (460 単位)	1割 473円 2割 946円 3割 1,419円
退所前連携加算	入所期間が1年を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合において、本人の同意を得た上で最初に先立って居宅介護支援事業者に情報を提供し、連携してサービス利用の調整を行った場合 ※1回を限度	5,135円/回 (500 単位)	1割 514円 2割 1,027円 3割 1,541円
退所時情報提供加算	退所して医療機関に入院する場合、本人の同意を得て心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合 ※1回に限り算定	2,567円/回 (250 単位)	1割 257円 2割 514円 3割 771円
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合	51円/月 (5 単位)	1割 6円 2割 11円 3割 16円
特別通院送迎加算	透析を要する入所者であって、家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対し、1月に12回以上送迎を行った場合	6,100円/月 (594 単位)	1割 610円 2割 1,220円 3割 1,830円
配置医師緊急時対応加算	配置医師の通常の勤務時間外に施設を訪問して入所者に診療を行った場合 ※看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合に限る	3,337円/回 (325 単位)	1割 334円 2割 668円 3割 1,002円
	→早朝・夜間の場合	6,675円/回 (650 単位)	1割 668円 2割 1,335円 3割 2,003円
	→深夜の場合	13,351円/回 (1,300 単位)	1割 1,336円 2割 2,671円 3割 4,006円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保し、その対応を取り決め連携をとっており、研修等に年1回以上参加している場合	102円/月 (10 単位)	1割 11円 2割 21円 3割 31円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	上記指定医療機関による実地指導を3年に1回以上受けている場合	51円/月 (5 単位)	1割 6円 2割 11円 3割 16円
新興感染症等施設療養費	入所者が感染症に感染した場合に、適切な感染対策を行ってサービス提供した場合 ※連続する5日を限度	2,464円/日 (240 単位)	1割 247円 2割 493円 3割 740円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	委員会の開催や必要な安全対策を講じ、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、実績データを厚生労働省に報告した場合	102円/月 (10 単位)	1割 11円 2割 21円 3割 31円
科学的介護推進体制加算	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合。必要に応じてサービス計画を見直すなど、情報を活用していること	513円/月 (50 単位)	1割 52円 2割 103円 3割 154円

介護職員処遇改善 加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※基本サービス費に各種加算・減算を 加えた総単位数（所定単位数）の 83/1,000 ※2024年5月までの算定	（基本利用＋各種 加減算）の8.3% ／月	左記の額に対し 1～3割
特定介護職員等処 遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※基本サービス費に各種加算・減算を 加えた総単位数（所定単位数）の 27/1,000 ※2024年5月までの算定	（基本利用＋各種 加減算）の2.7% ／月	左記の額に対し 1～3割
介護職員等ベース アップ等支援加算	当該加算の算定要件を満たす場合 ※基本サービス費に各種加算・減算を 加えた総単位数（所定単位数）の 16/1,000 ※2024年5月までの算定	（基本利用＋各種 加減算）の1.6% ／月	左記の額に対し 1～3割
介護職員等処遇改 善加算	当該加算の算定要件を満たす場合 ※基本サービス費に各種加算・減算を 加えた総単位数（所定単位数）の 136/1,000 ※2024年6月からの算定	（基本利用＋各種 加減算）の13.6% ／月	左記の額に対し 1～3割

※上記金額の自己負担額については、1日または1回あたりの介護報酬単価に地域単価（10.27円）を乗じ、その利用者負担額を切り捨てて算出するため、ご利用回数等により変動がございます。

(2) その他の費用

①「居住費」及び「食費」と特別なサービスの利用料

食費	① 基本料金 1日につき1,900円 (介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている額とします) ② 利用者が選定する特別な食事に関する費用の額 予め利用者の選択により外食・外注食をされる場合は、当該額は提供ごとの食事の価格とします
居住費	従来型個室 1,320円(1日につき) 多床室 1,010円(1日につき) (ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている額とします)
理美容代	1,760円
複写サービス	サービス提供等の記録の複写物を必要とする場合 (1頁 11円)
電気代	個人使用の電化製品(テレビ、電気毛布等)を持ち込み、ご使用する場合 (1品目1日につき 55円)
クラブ活動	実費(必要材料費等)
行事参加費	行事に参加された場合、費用に応じた実費をいただきます
希望食	利用者の希望による、通常のメニュー以外の食事の調理・提供を行った場合、実費をいただきます
水分費	利用者の希望による飲み物を提供した場合(1日につき 70円)
医療費等	医療機関に受診・入院された場合の治療費や薬代など、費用に応じた実費をいただきます
その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます

※居室をショートステイ(短期入所生活介護)で空床利用する場合があります。

② 預り金出納管理費

品目	費用	内容の説明
預り金品保管料	500円/月	通帳、印鑑等の保管・管理費
金融機関手続き	500円/回	国保税・医療費・理髪・嗜好品・利用料・現金
こづかい(現金)管理	500円/月	管理上限額 5,000 円 嗜好品購入等、別途申込
領収証等保管・管理費	500円/月	代行上発生する書類及び領収証等の保管・管理
セット料金	2,000円/月	上記すべての代行サービスを希望される場合

※希望の場合は個別申込またはセット申込のいずれかを選択